

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	新生児生活臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援 ②新生児が生まれた世帯への支援に要する経費 ③ベビー用品(おむつ代)4,500円×400人=1,800千円、ベビー用品(ガーゼタオル)1,670円×400人=735千円、物産館商品券3,000円×400人=1,200千円 ④新生児が生まれた世帯	R8.4	R9.3
2	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設等電気料金高騰緊急対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民等が利用する直接住民の用に供する公共施設等の電気料金高騰分を利用料金に転嫁せず、据え置くことによる、市民及び市民団体等の支援に要する経費 ②直接住民の用に供する施設の電気料金(高騰分) ③直接住民の用に供する施設の電気料金(高騰分)2,000千円×15施設=30,000千円 ④公共施設等(運営事業者(市等))	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する支援	小中学校給食費臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内小中学校の給食賄材料費高騰分を給食費に転嫁せず、小学校では完全無償化を実現し、中学校では月額を据え置くことによる子育て世帯への支援に要する経費 ②学校給食賄材料費(教職員等を除く) ③小学校(国県補助金からの基準額に基づく支援額を超える経費) 3,315人×11月×500円=18,232千円 中学校(賄材料費高騰分) 1,784人×11月×1,000円=19,624千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	高等学校等入学臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の高等学校等への入学支援 ②子育て世帯への支援に要する経費 ③高等学校等入学支援金増額分 1人あたり5,000円×66人=330千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援 ②高校生世代の子ども医療費の完全無償化に要する経費 ③0歳から18歳までの子ども医療費完全無償化に要する経費のうち、県費補助対象とならない高校生世代の医療費自己負担分相当額を見込計上 内訳:入院6,700千円+入院外59,298千円=65,998千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育施設等給食費臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援 ②保育施設給食費の補助に要する経費(施設職員等を除く) ③保育施設給食費補助金1,474人×1,900円×12月=33,608千円 ※その他(補助対象外経費等):福岡県保育所等給食支援費補助金16,804千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯保育施設等利用臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子どもが3人以上いる子育て世帯への支援 ②第1子及び第2子の年齢を問わずに実施する第3子以降の保育施設等利用支援に要する経費 ③第3子以降届出保育施設等保育料補助金(届出保育施設)42,000円×12人×12月=6,048千円 (企業主導型保育施設)37,033円×12人×12月=5,333千円 (預かり保育)11,300円×5人×12月=678千円 扶助費(認定こども園分)31,071円×84人×12月=31,320千円 公立保育所負担金減免額 30,000円×6人×12月=2,160千円 ※その他(補助対象外経費等):福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金22,430千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校要支援世帯給食費臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への支援 ②中学校給食費相当額の支援に要する経費(教職員等を除く) ③就学援助費 296人×58,305円=17,259千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス運行事業者臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内路線バス運行事業者への支援 ②路線バス運行の支援に要する経費 ③路線バス運行補助金(高騰分) キロ単価(高騰後530.76円－従前420.55円)×213,812.5＝23,565千円 ④市内路線バス運行事業者(西鉄バス)	R8.4	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	コミュニティ活動臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける自治会組織への支援 ②防犯灯の維持管理に要する経費 ③自治会統合型交付金(防犯灯維持管理分) 1基当たり単価(電気料相当分)2,000円×4,582基＝9,164千円 ④自治会	R8.4	R9.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	英語検定受験臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける高校生を扶養する子育て世帯への支援 ②英語検定受験料の支援に要する経費 ③英語検定受験補助金 (準1級)18人×5,000円＝90千円、(2級・準2級)297人×4,000円＝1,188千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
12	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	健康文化施設運営経費高騰緊急対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民等が利用する直接住民の用に供する健康文化施設(クロスパルこが)の運営経費高騰分を利用料金に転嫁せず、据え置くことによる、市民及び市民団体等の支援に要する経費 ②直接住民の用に供する健康文化施設の運営料金(高騰分) ③健康文化施設指定管理料(高騰分)(高騰後95,095千円－従前28,000千円)＝67,095千円 ④公共施設等(運営事業者(指定管理者))	R8.4	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校通学定期券購入臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援 ②小学校低学年児童の通学定期券購入支援に要する経費 ③通学者定期券購入補助金 (210円区間)3,780円／月×10ヶ月×1/2×50人＝945千円、(220円区間)3,960円／月×10ヶ月×1/2×10人＝198千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立小学校等給食費臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援 ②小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)対象外となる私立小学校や外国人学校等へ通学する児童の給食費負担軽減支援に要する経費(教職員等は対象外) ③保育施設給食費補助金13人×5,760円×11月=824千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3
15	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、本市の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類(人件費高騰分内訳書等)の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 50,000千円 工事(その他) 3件、役務(その他) 3件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業等	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業	合併処理浄化槽設置臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける 公共下水道処理区域外の世帯への支援 ②公共下水道処理区域外の世帯における合併処理浄化 槽の設置加速化等支援に要する経費(公共施設等を除く) ③設置補助分 (5人槽)17基×332,000円+(7人槽)10基 ×414,000円=9,784千円 便槽・単独槽撤去補助及び宅内配管補助分 (便槽撤去)5 基×120,000円+(単独総撤去)2基×150,000円+(宅内配 管)27基×330,000円=9,810千円 公共用水域保全加速化奨励金 220件×50,000円=11,000 千円 ④公共下水道処理区域外の世帯	R8.4	R9.3
17	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業	上下水道料金臨時減免事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける 市内事業者への支援 ②水道使用料、公共下水道使用料及び農業集落排水使用 料の減免に要する経費(公共施設等は対象外) ③水道使用料金2ヵ月分 50,000千円 公共下水道使用料金2ヵ月分 76,000千円 農業集落排水使用料金2ヵ月分 900千円 事務費(システム改修経費等) 1,120千円 ④物価高騰の影響を受ける中小企業等	R8.5	R9.3